

経過報告及び村上岩船定住自立圏形成協定について

時 期	主な経過等の内容
平成26年 10月	○村上・岩船地域行政研究会にて3首長（村上市長、関川村長、栗島浦村長）ほか、議会議長等で「定住自立圏」に向けた取組について確認
平成27年 1月9日	○関川村長、栗島浦村長に概要説明 スケジュール（案）、中心市宣言（案）を確認
1月21日	○中心市宣言
3月	○地方自治法第96条第2項に基づく議会議決
4月28日	○3市村副市村長会議 形成協定項目を決定確認
7月8日	○村上岩船定住自立圏形成協定の締結について議会議決 （関川村議会）
7月9日	○村上岩船定住自立圏形成協定の締結について議会議決 （栗島浦村議会） ○村上岩船定住自立圏形成協定の締結について議会議決 （村上市議会）
7月15日	○定住自立圏形成協定合同調印式

協定事項一覧

視 点	政策分野	具体的連携事項	取組内容	
生活機能の強化	医 療	①地域医療体制の充実	病院群輪番制病院・医療懇談会関係	
		②急患診療体制の充実	村上市急患診療所関係	
		③自殺予防対策の推進	村上市岩船郡自殺予防対策関係	
	福 祉	①子育て支援センターの広域利用	子育て支援センター関係	
		②各種認定審査会業務の連携	介護認定・障害者介護給付費等支給審査会関係	
	教 育	①学校教育関係施設利用の充実	理科教育センター・ことばところの相談室関係	
		②生涯学習関係施設の相互利用の充実	図書館・視聴覚ライブラリー関係	
		③体育施設の相互利用の充実	スポーツ少年団体育施設相互利用	
	産業振興	①農業振興の推進	岩船米販売促進等	
		②林業振興の推進	間伐材等有効活用推進	
		③観光振興の推進	観光ルート開発等	
		④物産振興の推進	特産品消費拡大等	
	環境衛生	①ごみ処理業務の連携	ごみ処理場関係	
		②斎場業務の連携	斎場関係	
	消防・防災	①常備消防の推進	消防・救急体制充実	
		②地域防災力の向上	防災体制強化	
	その他	①消費生活相談における相互利用	消費生活相談関係	
		②雇用支援の促進に向けた取組	各種協議会等取組推進	
	結びつきやネットワークの強化	地域公共交通	①公共交通ネットワークの確保	移動手段確保等
		地域連携	①若者の地域間交流と定住人口の促進	婚活事業推進
		システム共同利用の環境整備	①行政情報システム公共クラウド化	行政情報システム共同利用化等
圏域マネジメント能力の強化	育成・交流の推進	①職員の資質向上とマネジメント能力強化	職員研修会等	



村上岩船定住自立圏の形成に関する協定書



平成27年7月15日

村上市・関川村

村上岩船定住自立圏の形成に関する協定書

村上市（以下「甲」という。）と関川村（以下「乙」という。）は、村上岩船定住自立圏の形成に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、中心市宣言（定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日総行応第39号総務事務次官通知）第4に規定するものをいう。以下同じ。）を行った甲とそれに賛同した乙との間において、相互に役割を分担し連携を図りながら、この圏域に必要な都市機能や生活機能を確保し、圏域全体の発展と住民福祉の向上を図るとともに、地域の特性を生かした魅力ある圏域を築くため、定住自立圏を形成することを目的とする。

（基本方針）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、別表に掲げる政策分野の連携する具体的事項において相互に役割を分担して連携を図り、共同し、又は補完し合うこととする。

（事務執行に当たっての連携、協力及び経費負担）

第3条 前条に規定する取組を推進するため、甲及び乙は、相互に連携、協力して事務の執行に当たるものとする。

2 前項に規定する取組を推進するため、必要な経費が生じるときは、甲及び乙は相互の受益の程度を勘案し、甲乙協議して定めるものとする。

（協定の変更）

第4条 この協定の規定を変更しようとする場合は、甲乙協議の上これを定めるものとする。この場合において、甲及び乙は、あらかじめ議会の議決を経なければならない。

（協定の廃止）

第5条 甲又は乙は、この協定を廃止しようとする場合は、あらかじめ議会の議決を経た上でその旨を相手方に通告するものとする。

2 前項の規定による通告は、書面により行うものとし、これに議会の議決書の写しを添付するものとする。

3 この協定は、第1項の規定による通告があったときは、当該通告があった日から起算して2年を経過した日にその効力を失う。

（疑義の解決）

第6条 この協定の規定に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、これを定める。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

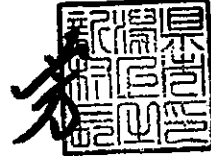
平成27年7月15日

新潟県村上市三之町1番1号

甲 村上市

村上市長

高橋 邦夫



新潟県岩船郡関川村大字下関912番地

乙 関川村

関川村長

和田 太六



主自
総行
を甲
この
を因
する
野の
補完
て事
ま相
もの
なら
央を
写し
から
る。
上、

別表（第2条関係）

生活機能の強化

1 医療

(1) 地域医療体制の充実

取組内容	病院群輪番制病院が2次医療に必要な体制及び設備の充実を図る。また、村上市・岩船郡内の医療懇談会等の開催を通し地域医療体制の充実について共同して取組を行う。
甲の役割	病院群輪番制病院に対し乙とともに2次医療体制及び設備の充実に向けた支援を図るとともに、地域の医療体制について医療懇談会において検討・推進を図る。
乙の役割	病院群輪番制病院に対し甲とともに2次医療体制及び設備の充実に向けた支援を図るとともに、地域の医療体制について医療懇談会において検討・推進を図る。

(2) 急患診療体制の充実

取組内容	村上市急患診療所の運営を維持し、必要に応じて施設整備等の取組を行う。
甲の役割	村上市急患診療所の施設整備、維持管理及び運営経費算定について、乙及び村上市岩船郡医師会との調整を図りながら運営する。
乙の役割	甲に対し必要な経費を負担する。

(3) 自殺予防対策の推進

取組内容	村上市・岩船郡内の自殺予防対策に関して共同して取組を行う。
甲の役割	村上市・岩船郡内の自殺予防対策について県と乙と連携を図り、共同して取組を行う。
乙の役割	村上市・岩船郡内の自殺予防対策について県と甲と連携を図り、共同して取組を行う。

2 福祉

(1) 子育て支援センターの広域利用

取組内容	子育て支援センターに関する事業の広域利用を推進し、利用できる支援サービスの充実を図る。
甲の役割	広域的な利用が円滑に行われるよう、情報提供及び広報等に努める。
乙の役割	広域的な利用が円滑に行われるよう、情報提供及び広報等に努める。

(2) 各種審査会業務の連携

取組内容	介護保険法に基づく認定審査会及び障害者総合支援法に基づく障害程度区分に係る介護給付等の支給に関する審査会の公平性並びに効率性を確保するため、各種認定審査業務を推進する。
甲の役割	介護認定審査会及び障害程度区分介護給付等審査会の業務を乙と連携して運営する。
乙の役割	甲に対し必要な経費を負担する。

3 教育

(1) 学校教育関係施設利用の充実

取組内容	理科教育センター及びことばとこころの相談室などの事業を推進する。
甲の役割	乙と連携して施設利用の充実を図る。
乙の役割	甲に対し必要な経費を負担する。

(2) 生涯学習関係施設の相互利用の充実

取組内容	図書館、視聴覚ライブラリー事業を推進する。
甲の役割	乙と連携して多様な学習機会の情報を相互に交換し、情報提供及び広報等に努める。
乙の役割	甲に対し必要な経費を負担する。

(3) 体育施設の相互利用の充実

取組内容	スポーツ少年団の体育施設相互利用について充実を図る。
甲の役割	スポーツ少年団が、体育施設利用の充実に向け、施設相互利用について乙と協議する。
乙の役割	スポーツ少年団が、体育施設利用の充実に向け、施設相互利用について甲と協議する。

4 産業振興

(1) 農業振興の推進

取組内容	岩船米の販売促進と消費拡大を図る。
甲の役割	農協等の協力により、首都圏など圏域外のイベント等で販売・PRなどを行うことで、岩船米の販売促進と消費拡大を図る。
乙の役割	農協等の協力により、首都圏など圏域外のイベント等で販売・PRなどを行うことで、岩船米の販売促進と消費拡大を図る。

(2) 林業振興の推進

取組内容	圏域における間伐材等林産材の有効活用の推進を図る。
甲の役割	圏域における間伐材等林産材の有効活用のため（仮）林道岩船東部線の整備を推進し、林産物搬出経費の軽減を図る。
乙の役割	圏域における間伐材等林産材の有効活用のため（仮）林道岩船東部線の整備を推進し、林産物搬出経費の軽減を図る。

(3) 観光振興の推進

取組内容	圏域内に存在する観光資源を生かした広域的な観光ルートの開発など、圏域の魅力を連携して発信する。
甲の役割	甲の観光資源の魅力を生かした広域的な観光ルート開発などを乙と連携して協議検討する。
乙の役割	乙の観光資源の魅力を生かした広域的な観光ルート開発などを甲と連携して協議検討する。

(4) 物産振興の推進

取組内容	特産品（農産物、水産物、畜産物等）に関して、連携して販売戦略を展開するとともに、消費拡大に資する事業の推進を図る。
甲の役割	物産展等に関する情報を乙に提供するとともに、PRや販路拡大に資する事業を連携して取り組む。
乙の役割	物産展等に関する情報を甲に提供するとともに、PRや販路拡大に資する事業を連携して取り組む。

5 環境衛生

(1) ごみ処理業務の連携

取組内容	効率的なごみ処理を推進するため、共同してごみ処理を行う。
甲の役割	環境負荷の低減や施設周辺的生活環境の保全に配慮し、安全で安心な経済性に優れた施設運営を推進する。
乙の役割	甲に対し必要な経費を負担する。

(2) 斎場業務の連携

取組内容	公衆衛生の向上及び福祉の増進を図るため、共同して斎場の運営を行う。
甲の役割	斎場の管理を適正に行い、公衆衛生の向上及び福祉の増進を図る。
乙の役割	甲に対し必要な経費を負担する。

6 消防・防災

(1) 常備消防の推進

取組内容	圏域住民の生命財産を守るため、消防・救急体制について充実を図る。
甲の役割	緊急時における出動体制の充実を図る。
乙の役割	甲に対し必要な経費の負担をする。

(2) 地域防災力の向上

取組内容	住民の防災意識を高めるとともに、防災体制の強化を図る。
甲の役割	防災意識向上のため、関係機関と連携し、住民の防災意識の向上に努める。
乙の役割	防災意識向上のため、関係機関と連携し、住民の防災意識の向上に努める。

7 その他

(1) 消費生活相談における相互利用

取組内容	複雑化、多様化する消費者被害を防止するため、住民に対し安全・安心を確保する必要な体制の強化を図り、啓発・教育活動を推進する。
甲の役割	消費生活に関する相談内容、対応状況等の情報交換などを行い、専門機関との連携を強化する。
乙の役割	甲と情報交換などを行い、相談内容に応じて甲と協力して対応する。

(2) 雇用支援の促進に向けた取組

取組内容	若者の雇用支援の促進に向け、各種協議会等の取組を推進する。
甲の役割	雇用支援の促進に向け、雇用対策協議会や職業訓練校の取組を推進する。
乙の役割	甲が行う雇用対策として実施している雇用対策協議会や職業訓練校の取組を推進する。

結びつきやネットワークの強化

1 地域公共交通

(1) 公共交通ネットワークの確保

取組内容	住民の移動手段確保に向けた連携を図る。
甲の役割	路線バス等による住民の移動手段確保対策と公共交通ネットワークの向上に向けた連携を図る。
乙の役割	路線バス等による住民の移動手段確保対策と公共交通ネットワークの向上に向けた連携を図る。

2 地域連携

(1) 若者の地域間交流と定住人口の促進

取組内容	独身男女の成婚を促進するため、効果的な婚活事業を推進する。
甲の役割	乙と連携して婚活イベントを企画立案するとともに、婚活イベントを企画実施する事業者への支援に取り組む。
乙の役割	甲と連携して調整を図る。

圏域マネジメント能力の強化

1 育成・交流の推進

(1) 職員の資質向上とマネジメント能力強化

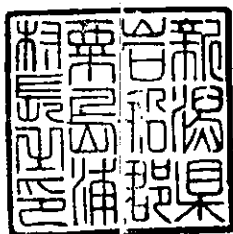
取組内容	職員の資質向上を目的とした講演会や交流を目的とした研修会の企画立案をする。
甲の役割	職員の資質向上を目的とした講演会やマネジメント能力強化合同研修会の企画立案をするとともに職員間の交流を図る。
乙の役割	甲が実施する講演会、研修会へ積極的に参加する。







村上岩船定住自立圏の形成に関する協定書



平成27年7月15日

村上市・粟島浦村

村上岩船定住自立圏の形成に関する協定書

村上市（以下「甲」という。）と栗島浦村（以下「乙」という。）は、村上岩船定住自立圏の形成に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、中心市宣言（定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日総行応第39号総務事務次官通知）第4に規定するものをいう。以下同じ。）を行った甲とそれに賛同した乙との間において、相互に役割を分担し連携を図りながら、この圏域に必要な都市機能や生活機能を確保し、圏域全体の発展と住民福祉の向上を図るとともに、地域の特性を生かした魅力ある圏域を築くため、定住自立圏を形成することを目的とする。

（基本方針）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、別表に掲げる政策分野の連携する具体的事項において相互に役割を分担して連携を図り、共同し、又は補完し合うこととする。

（事務執行に当たっての連携、協力及び経費負担）

第3条 前条に規定する取組を推進するため、甲及び乙は、相互に連携、協力して事務の執行に当たるものとする。

2 前項に規定する取組を推進するため、必要な経費が生じるときは、甲及び乙は相互の受益の程度を勘案し、甲乙協議して定めるものとする。

（協定の変更）

第4条 この協定の規定を変更しようとする場合は、甲乙協議の上これを定めるものとする。この場合において、甲及び乙は、あらかじめ議会の議決を経なければならない。

（協定の廃止）

第5条 甲又は乙は、この協定を廃止しようとする場合は、あらかじめ議会の議決を経た上でその旨を相手方に通告するものとする。

2 前項の規定による通告は、書面により行うものとし、これに議会の議決書の写しを添付するものとする。

3 この協定は、第1項の規定による通告があったときは、当該通告があった日から起算して2年を経過した日にその効力を失う。

（疑義の解決）

第6条 この協定の規定に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、これを定める。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成27年7月15日

新潟県村上市三之町1番1号

甲 村上市

村上市長

高橋 邦秀



新潟県岩船郡粟島浦村字日ノ見山1513番地11

乙 粟島浦村

粟島浦村長

本保建男



給定住

日総行
った甲
、この
上を図
成する

分野の
は補完

て事

こは相

るもの
ばなら

議決を

り写し

目から

める。

の上、

別表（第2条関係）

生活機能の強化

1 医療

(1) 地域医療体制の充実

取組内容	病院群輪番制病院が2次医療に必要な体制及び設備の充実を図る。また、村上市・岩船郡内の医療懇談会等の開催を通し地域医療体制の充実について共同して取組を行う。
甲の役割	病院群輪番制病院に対し乙とともに2次医療体制及び設備の充実に向けた支援を図るとともに、地域の医療体制について医療懇談会において検討・推進を図る。
乙の役割	病院群輪番制病院に対し甲とともに2次医療体制及び設備の充実に向けた支援を図るとともに、地域の医療体制について医療懇談会において検討・推進を図る。

(2) 自殺予防対策の推進

取組内容	村上市・岩船郡内の自殺予防対策に関して共同して取組を行う。
甲の役割	村上市・岩船郡内の自殺予防対策について県と乙と連携を図り、共同して取組を行う。
乙の役割	村上市・岩船郡内の自殺予防対策について県と甲と連携を図り、共同して取組を行う。

2 福祉

(1) 子育て支援センターの広域利用

取組内容	子育て支援センターに関する事業の広域利用を推進し、利用できる支援サービスの充実を図る。
甲の役割	広域的な利用が円滑に行われるよう、情報提供及び広報等に努める。
乙の役割	広域的な利用が円滑に行われるよう、情報提供及び広報等に努める。

(2) 各種審査会業務の連携

取組内容	介護保険法に基づく認定審査会及び障害者総合支援法に基づく障害程度区分に係る介護給付等の支給に関する審査会の公平性並びに効率性を確保するため、各種認定審査業務を推進する。
甲の役割	介護認定審査会及び障害程度区分介護給付等審査会の業務を乙と連携して運営する。
乙の役割	甲に対し必要な経費を負担する。

3 教育

(1) 学校教育関係施設利用の充実

取組内容	理科教育センター及びことばとこころの相談室などの事業を推進する。
甲の役割	乙と連携して施設利用の充実を図る。
乙の役割	甲に対し必要な経費を負担する。

(2) 生涯学習関係施設の相互利用の充実

取組内容	図書館、視聴覚ライブラリー事業を推進する。
甲の役割	乙と連携して多様な学習機会の情報を相互に交換し、情報提供及び広報等に努める。
乙の役割	甲に対し必要な経費を負担する。

4 産業振興

(1) 観光振興の推進

取組内容	圏域内に存在する観光資源を生かした広域的な観光ルートの開発など、圏域の魅力を連携して発信する。
甲の役割	甲の観光資源の魅力を生かした広域的な観光ルート開発などを乙と連携して協議検討する。
乙の役割	乙の観光資源の魅力を生かした広域的な観光ルート開発などを甲と連携して協議検討する。

(2) 物産振興の推進

取組内容	特産品（農産物、水産物、畜産物等）に関して、連携して販売戦略を展開するとともに、消費拡大に資する事業の推進を図る。
甲の役割	物産展等に関する情報を乙に提供するとともに、PRや販路拡大に資する取組を連携して取り組む。
乙の役割	物産展等に関する情報を甲に提供するとともに、PRや販路拡大に資する事業を連携して取り組む。

5 消防・防災

(1) 常備消防の推進

取組内容	圏域住民の生命財産を守るため、消防・救急体制について充実を図る。
甲の役割	緊急時における出動体制の充実を図る。
乙の役割	甲に対し、必要な経費の負担をする。

(2) 地域防災力の向上

取組内容	住民の防災意識を高めるとともに、防災体制の強化を図る。
甲の役割	防災意識向上のため、関係機関と連携し、住民の防災意識の向上に努める。
乙の役割	防災意識向上のため、関係機関と連携し、住民の防災意識の向上に努める。

6 その他

(1) 消費生活相談における相互利用

取組内容	複雑化、多様化する消費者被害を防止するため、住民に対し安全・安心を確保する必要な体制の強化を図り、啓発・教育活動を推進する。
甲の役割	消費生活に関する相談内容、対応状況等の情報交換などを行い、専門機関との連携を強化する。
乙の役割	甲と情報交換などを行い、相談内容に応じて甲と協力して対応する。

(2) 雇用支援の促進に向けた取組

取組内容	若者の雇用支援の促進に向け、各種協議会等の取組を推進する。
甲の役割	雇用支援の促進に向け、雇用対策協議会や職業訓練校の取組を推進する。
乙の役割	甲が行う雇用対策として実施している雇用対策協議会や職業訓練校の取組を推進する。

結びつきやネットワークの強化

1 地域公共交通

(1) 公共交通ネットワークの確保

取組内容	住民の移動手段確保に向けた連携を図る。
甲の役割	路線バス等による住民の移動手段確保対策と公共交通ネットワークの向上に向けた連携を図る。
乙の役割	路線バス等による住民の移動手段確保対策と公共交通ネットワークの向上に向けた連携を図る。

2 地域連携

(1) 若者の地域間交流と定住人口の促進

取組内容	独身男女の成婚を促進するため、効果的な婚活事業を推進する。
甲の役割	乙と連携して婚活イベントを企画立案するとともに、婚活イベントを企画実施する事業者への支援に取り組む。
乙の役割	甲と連携して調整を図る。

3 システム共同利用の環境整備

(1) 行政情報システム公共クラウド化

取組内容	行政情報システムの共同利用化を推進し、将来性のメリットを考慮し戸籍情報等の広域交付を推進する。
甲の役割	乙と連携し、システムの共同利用化を目指し調整を図る。
乙の役割	甲に対し必要な経費について負担する。

圏域マネジメント能力の強化

1 育成・交流の推進

(1) 職員の資質向上とマネジメント能力強化

取組内容	職員の資質向上を目的とした講演会や交流を目的とした研修会の企画立案をする。
甲の役割	職員の資質向上を目的とした講演会やマネジメント能力強化合同研修会の企画立案をするとともに職員間の交流を図る。
乙の役割	甲が実施する講演会、研修会へ積極的に参加する。

